

平成29年分確定申告が必要な方へ はがきでお知らせします

平成29年分確定申告から、申告書等用紙に代えて、はがきで「確定申告のお知らせ」が送付されます。

■はがき送付の対象となる方

事前に申告書等用紙が送付されている方のうち、平成28年分の「所得税及び復興特別所得税」又は「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場に提出した方

- 税理士会による無料申告相談会場
- 地方公共団体による申告相談会場
- 青色申告会による相談会場

確定申告のお知らせ

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく自宅等で確定申告書が作成できます。書面で印刷して送付するか、e-Taxで送信（事前準備が必要）のいずれかで提出してください。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

- ▼期間 平成30年2月16日(金)から3月15日(木)まで(土日除く)
- ▼場所 大田原税務署 別館
- ▼受付時間 午前8時30分～
- ▼相談時間 午前9時～午後5時
- ※確定申告会場は大変混雑します。長時間お待ちいただく場合があります。早めに締め切る場合があります。
- ※申告書の作成には時間を要しますので、お早め(午後3時頃まで)にお越しください。
- ※確定申告会場の開設日までは、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

確定申告にはマイナンバーが必要です

平成28年分の確定申告書から、申告されるご本人の個人番号(以降「マイナンバー」と表記)を記載することが必要となりました。確定申告書を提出する際には、次のいずれかの書類添付が必要です。

- ▼マイナンバーカードをお持ちの方(申告者本人)
 - ・マイナンバーカード(両面)のコピー
- ▼マイナンバーカードをお持ちでない方(申告者本人)
 - 次に掲げる番号確認書類及び身元確認書類のコピー(それぞれ必要です)
 - 番号確認書類(申告者本人のマイナンバーを確認できる書類)
 - ・通知カード、住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)いずれか1つ
 - 身元確認書類(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)
 - ・運転免許証、保険証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つ
 - ▼その他
 - ・マイナンバーカードの発行を申請する場合、発行までに2か月程度かかる場合がありますので、早めのご用意をお願いします。

・通知カードを紛失された場合の再発行には、1か月程度、手数料500円がかかります。

・申告されるご本人のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、マイナンバーの記載が必要です。

・控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者については、番号確認書類及び身元確認書類を添付する必要があります。

▼「確定申告書等作成コーナー」操作や確定申告に関する質問、相談
e-Tax作成コーナーヘルプデスク
☎0570・01・5901

受付時間 午前9時～午後5時
月曜～金曜(祝日等及び12月29日～1月3日を除く)

▼確定申告に関する問合せ
○大田原税務署
☎0287・22・3115

○税務課町民税係
☎726903

▼マイナンバーカードに関する問合せ
住民生活課住民年金係
☎726908



平成30年度「那須町育英会」奨学生募集

▼対象者 次の①と②のいずれにも該当する方

- ①高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校(専門課程)に進学する方で、那須町に6カ月居住している方(これらの学校の在学学生でも可)
- ②他機関奨学金を受けていない方

▼貸付額(月額)
○高等学校、高等専門学校 15,000円

○短期大学、大学、専修学校(専門課程) 30,000円

▼貸付期間・方法 貸付を受けた月から正規の修了月までの期間、3カ月ごとに保護者または本人に貸し付け

▼貸付予定人員 若干名

▼返済期間 貸付期間終了後1年間据置き、10年以内に年賦・半年賦の方法により返済

▼利子 無利子

▼提出書類 ①願書、②出身校または在学校長の推薦調書、③合格通知書または在学証明書、④戸籍謄本(世帯全員が記載されているもの)

▼申込期限 2月9日(金)
▼申込み・問合せ 学校教育課庶務管理係 ☎726922